

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 1

【根拠条文】

法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

ゴールドマン・サックス証券株式会社
代表取締役社長 持田 昌典



【住所又は本店所在地】

東京都港区六本木六丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー

【報告義務発生日】

平成18年12月28日

【提出日】

平成19年1月5日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

3名

【提出形態】

連名

第1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	(株)テイクアンドギヴ・ニーズ
会社コード	4331
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都港区西麻布4-12-24

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ゴールドマン・サックス証券株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木六丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	平成 17 年 9 月 16 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	証券業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2) 【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	4,087		
新株予約権証券 (株)	A	--	F
新株予約権付社債券 (株)	B	--	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 4,087	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 4,087		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年11月30日現在)	Q 722,700
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	0.57
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	0.36

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年10月31日	普通株	1	取得	
2006年11月20日	普通株	1	処分	(貸借)
2006年12月11日	普通株	291	取得	(貸借)
2006年12月12日	普通株	16	取得	(貸借)
2006年12月18日	普通株	325	処分	(貸借)
2006年12月25日	普通株	1,142	取得	(貸借)
2006年12月28日	普通株	700	取得	(貸借)

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 4,071株の借入

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者) / 2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Richard Gnodde
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	54,891		1,145
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 54,891	L	M 1,145
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 56,036		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年11月30日現在)	Q 722,700
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	7.75
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	7.07

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年10月30日	普通株	6	取得	
2006年10月31日	普通株	16	処分	
2006年11月1日	普通株	44	取得	
2006年11月1日	普通株	3,000	取得	(貸借)
2006年11月2日	普通株	7	取得	
2006年11月2日	普通株	1,000	取得	(貸借)
2006年11月6日	普通株	455	取得	
2006年11月7日	普通株	3	取得	
2006年11月8日	普通株	6	処分	
2006年11月9日	普通株	14	処分	
2006年11月10日	普通株	11	処分	
2006年11月13日	普通株	124	処分	
2006年11月13日	普通株	2,950	取得	(貸借)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年11月15日	普通株	77	処分	
2006年11月15日	普通株	6,500	取得	(貸借)
2006年11月16日	普通株	4	処分	
2006年11月17日	普通株	110	処分	(貸借)
2006年11月20日	普通株	4	処分	
2006年11月21日	普通株	1	処分	
2006年11月21日	普通株	1,432	取得	(貸借)
2006年11月22日	普通株	22	取得	
2006年11月22日	普通株	1,873	取得	(貸借)
2006年11月24日	普通株	3	処分	
2006年11月24日	普通株	613	取得	(貸借)
2006年11月27日	普通株	26	取得	
2006年11月28日	普通株	9	処分	
2006年11月28日	普通株	865	取得	(貸借)
2006年11月29日	普通株	44	取得	
2006年11月30日	普通株	1,668	処分	
2006年12月1日	普通株	2	取得	
2006年12月4日	普通株	58	処分	
2006年12月5日	普通株	164	取得	
2006年12月6日	普通株	74	取得	
2006年12月7日	普通株	201	取得	
2006年12月8日	普通株	150	取得	
2006年12月11日	普通株	538	取得	
2006年12月11日	普通株	591	取得	(貸借)
2006年12月12日	普通株	300	処分	
2006年12月12日	普通株	7,642	取得	(貸借)
2006年12月13日	普通株	115	処分	
2006年12月13日	普通株	7,400	取得	(貸借)
2006年12月14日	普通株	275	処分	
2006年12月14日	普通株	48	処分	(貸借)
2006年12月15日	普通株	310	処分	
2006年12月18日	普通株	1,683	処分	
2006年12月18日	普通株	325	処分	(貸借)
2006年12月19日	普通株	8	取得	
2006年12月19日	普通株	400	取得	(貸借)
2006年12月20日	普通株	3,102	処分	
2006年12月21日	普通株	55	取得	
2006年12月22日	普通株	70	処分	
2006年12月22日	普通株	150	取得	(貸借)
2006年12月25日	普通株	405	処分	
2006年12月25日	普通株	3,142	取得	(貸借)
2006年12月26日	普通株	185	処分	
2006年12月26日	普通株	1,350	取得	(貸借)
2006年12月27日	普通株	2,661	取得	
2006年12月27日	普通株	1,050	取得	(貸借)
2006年12月28日	普通株	1,277	取得	
2006年12月28日	普通株	1,250	取得	(貸借)

第2【提出者に関する事項】

3【提出者(大量保有者) / 3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs & Co.
住所又は本店所在地	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和2年1月3日
代表者氏名	Lloyd C. Blankfein
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	26,541		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 26,541	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 26,541		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年11月30日現在)	Q 722,700
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	3.67
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	3.29

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年10月31日	普通株	1	取得	
2006年11月1日	普通株	2,000	取得	(貸借)
2006年11月13日	普通株	2,950	取得	(貸借)
2006年11月15日	普通株	6,500	取得	(貸借)
2006年11月21日	普通株	1,400	取得	(貸借)
2006年11月28日	普通株	865	取得	(貸借)
2006年12月11日	普通株	300	取得	(貸借)
2006年12月12日	普通株	857	取得	(貸借)
2006年12月13日	普通株	2,400	取得	(貸借)
2006年12月15日	普通株	348	処分	(貸借)
2006年12月19日	普通株	400	取得	(貸借)
2006年12月22日	普通株	150	取得	(貸借)
2006年12月25日	普通株	2,000	取得	(貸借)
2006年12月27日	普通株	200	取得	(貸借)
2006年12月28日	普通株	350	取得	(貸借)

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) ゴールドマン・サックス証券株式会社
 (2) Goldman Sachs International
 (3) Goldman Sachs & Co.

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	85,519		1,145
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 85,519	L	M 1,145
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 86,664		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年11月30日現在)	Q 722,700
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	11.99
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	10.72

1 October, 2006

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs Japan Co., Ltd
Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower,
6-10-1 Roppongi, Minato-ku
Tokyo JAPAN

Power of Attorney

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs Japan Co., Ltd as its proxy in Japan:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this day of October 2006.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: _____

Name: Richard J. Levy

Title: Managing Director

平成 18 年 10 月 1 日

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス証券株式会社
代理人住所 : 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス証券株式会社を、下記にかかると一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第 2 章の 3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」 (以下「ルール」という) に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

〔署名〕

[氏名] リチャード・ジェイ・レヴィ
[役職] マネージング・ディレクター

October 1, 2006

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs Japan Co., Ltd

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower,
6-10-1 Roppongi, Minato-ku
Tokyo 106-6147 JAPAN

Power of Attorney

Goldman Sachs & Co. hereby appoints Goldman Sachs Japan Co., Ltd as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the Rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the Rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of
Goldman Sachs & Co.,

By: 

Name: Roger S. Begelman
Title: Chief Compliance Officer
Address: 30 Hudson Street, 27th Floor
Jersey City, NJ 07302
United States of America

平成 18 年 10 月 1 日

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス証券株式会社
代理人住所 : 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは、ここにゴールドマン・サックス証券株式会社を、下記にかかると一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第 2 章の 3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」 (以下「ルール」という) に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

(署名)

[氏名] ロジャー・エス・ビーゲルマン

[役職] マネージング・ディレクター

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー
アメリカ合衆国 ニュージャージー州 07302
ジャージーシティ、ハドソンストリート 30 27 階